

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和7年3月

小 諸 市

目 次

| | |
|---|-----------|
| 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向 | 1 |
| 1 今後の農業の基本的な方向..... | 1 |
| 2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保..... | 1 |
| 3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保..... | 2 |
| 4 部門別誘導方向及び地域農業のあり方..... | 3 |
| 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標 | 5 |
| 1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等..... | 5 |
| 2 農業経営の指標..... | 6 |
| 第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標 ...10 | |
| 1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等..... | 10 |
| 2 農業経営の指標（新規就農）..... | 11 |
| 第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事業 ...12 | |
| 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方..... | 12 |
| 2 市町村が主体的に行う取組..... | 12 |
| 3 関係機関の連携・役割分担..... | 12 |
| 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための取組..... | 13 |
| 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標 | 14 |
| 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標..... | 14 |
| 2 地帯区分別の集積促進..... | 14 |
| 3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標について..... | 15 |
| 第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項 | 16 |
| 1 農業経営基盤強化促進事業の推進方針..... | 16 |
| 第6 その他 | 21 |

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 今後の農業の基本的な方向

小諸市は、長野県の東部に位置し、浅間山麓の南西傾斜地と千曲川沿いの台地からなる起伏にとんだ地形で、耕地の標高は 580m から最高 1,200m に及び、中山間地域を多く有しています。気候は、盆地的地形である上、標高 800m 近い高原であるため、内陸性気候と山岳的気候を併せ持っています。

小諸市の農業は、水稻を中心にしながら野菜、果樹が主要な作物として取り入れられ、多様な経営体系に移行してきました。一方で、近年の米の需給不均衡、輸入農産物の増大、農業従事者の減少と高齢化及び遊休農地の増加等様々な問題が生じており、このままの状況で推移すると、人材の不足や生産力の低下等がさらに進み、農業への影響が懸念されます。

このような中、農業の持続的な発展に向け、認定農業者等の戦略を持って経営を展開する中核的経営体¹を育成し、あわせて「地域計画」の取組を進めることで、これらの経営体が農地中間管理事業等により地域計画で明確化した地域の将来方針に基づいて農地の集積・集約を進めながら、経営の効率化、稼ぐ力の強化を図り、中核的経営体を中心（主力）となる農業生産構造の構築を目指します。さらに SDGs の観点から、持続的な農業生産を推進するため「komoro agri shift」プロジェクトへの取組を加速させていきます。

2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業が職業として選択される魅力とやりがいのあるものとなるよう、県内の他産業従事者と均衡する労働時間と生涯所得が確保できる農業経営を確保・育成するにあたり、その目標値を以下のとおり定めます。

| |
|---|
| 主たる従事者 1 人あたり 年間所得目標：550 万円 年間労働時間：2,000 時間 |
|---|

個人経営体では、経営主である主たる農業従事者 1 人に加え家族従事者（補助的従事者）1 から 2 人及び繁忙期の雇用の確保により、1 経営体あたり概ね 800 万円の年間所得を目指すものとします。ただし、特に不利な立地条件のもとで多様な農業経営を展開する典型的な中山間地域等では、1 経営体当たり概ね 450 万円程度とし、関連事業部門と組み合わせて、年間総所得の確保を目指すものとします。

¹ 中核的経営体：第 3 期長野県食と農業農村振興計画において将来にわたる農業の担い手として位置付けた、認定農業者（法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者）、基本構想水準到達者、集落営農組織、認定新規就農者（法第 14 条第 4 項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者）

団体経営体では、主たる従事者1人あたりの総支給額について、上記所得目標の実現を目指すものとします。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

上記目標水準を満たす農業経営体の育成のため、次に掲げる施策を展開します。

① 中核的経営体の育成

経営戦略を持って経営の拡大・多角化等に取り組み、本市農業を支える中核的経営体が主力となる農業生産構造の構築を目指します。

そのため、アンケートや地図を活用し、地域の話合いによって進める地域計画の策定及び策定された地域計画の実行を通じ、中核的経営体や、今後リタイア又は経営規模を縮小する農家、維持していく必要のある農地など、人と農地を明確に見える化し、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化による経営効率化を進めるほか、生産性向上や経営の法人化・多角化等による経営発展を一層推進します。

② 中核的経営体を支える雇用人材の安定確保

少子・高齢化が進行する中、中核的経営体が規模拡大を図りながら持続的に経営を進めるためには、省力化・低コスト生産の技術開発・普及を図るとともに、雇用就業者を安定的に確保することが必要です。

このため、新規学卒者や高齢者、障がい者、子育て世代など多様な人材の確保・育成に向けた取組を関係機関とも連携し産地と一体となって複層的に展開します。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

青年等が新たに就農した場合は、経営開始時の経営リスクが大きく、特に親から独立して経営を開始する者及び非農家からの新規参入する者にとっては、経済的な負担が非常に大きいと考えられます。

このため、青年等の就農時における農業経営の目標は、前記「効率的かつ安定的な農業経営の目標」で示した農業経営の目標と、生産技術及び経営管理能力に見合った経営規模等を勘案し、以下のとおり定めます。

| |
|---|
| 主たる従事者1人あたり 年間所得目標：250万円 年間労働時間：2,000時間 |
|---|

(2) 新規就農者数の確保目標

今後も継続して中核的経営体を安定的に確保・育成するため、独立・自営する新規就農者を毎年2名確保することを目標とします。

4 部門別誘導方向及び地域農業のあり方

(1) 部門別誘導方向

部門別に以下の対応を行うとともに、耕種と畜産の連携、自然の力を活かした環境農業やロボット技術・ICT技術等活用によるスマート農業の推進、機械・施設の共同利用、補助労働力の調整等により、力強い農業生産構造の構築を進めます。

① 普通作物

地域の実情に応じて利用権設定及び農作業受委託の推進等による中核的経営体への利用集積を推進するとともに、米・大豆・そば等の複合経営の育成、消費者に選ばれる特長ある高品質米の生産、実需者ニーズに対応した大豆・そば等の生産拡大、農業生産基盤の整備等により産地化を促進します。

② 露地園芸作物

省力・機械化、新品目・新品種の導入、育苗等部分作業受委託の推進、作付けの団地化、雇用労働力の調整等の条件整備とともに多様な需要に対応するマーケットインの生産や販路開拓等を総合的に推進し、中核的経営体を中心とした産地の体質強化を促進します。

③ 施設園芸作物

生産性の高い品目・作型の導入、低コスト省力生産技術・施設の導入、合理的集出荷流通体制の改善、資金と経営管理の改善等を推進し、一層のコスト低減と生産性の向上及び経営の安定化を図ります。

④ 畜産

消費者が求める安全・安心かつこだわりのある畜産物の生産と供給体制の整備による畜産物の高付加価値化や、経営の合理化、自給飼料の増産と利用拡大による生産コストの低減等とあわせて、家畜にやさしい飼養管理の推進、家畜排せつ物の適正な管理と利用促進等を進め、経営基盤の強化と経営の安定化を図ります。

(2) 地域農業のあり方

効率的かつ安定的な農業経営を行う中核的経営体が大宗を担う農業生産構造の構築を目指す一方で、兼業農家や高齢・自給的な農家、土地持ち非農家等農家が増加し、担い手が不在となっている地域では、望ましい農地利用や良好な農村景観等の維持が困難な状況が顕在化しています。

これらの課題に対応するためには、地域計画の取組を通じて、中核的経営体となる新規就農者の確保・育成の方針を明確にするほか、集落機能を基礎とした組織的な営農体制や農業協同組合出資法人との連携、広域展開する企業法人の誘致等の取組を含めた新たな方策を具体化することが必要です。

加えて、将来にわたり地域農業を維持・発展させるためには、地域の特性を生かした品目の導入や農産加工・直売の取組等による経営の複合化や多角化により所得確保を目指すなど、高付加価値化に向けた検討も重要となります。

また、全産業分野の人手不足が顕著になる中、中核的経営体とその他の農業者が営農活動を補完し合う体制づくりとともに、定年退職者や子育て中の主婦層、農ある暮らしを志向する者など、多様な担い手の農業への参画等も重要な要素となります。

こうした観点を踏まえ、特に担い手が不足する地域においては、次に掲げる①から④を基本に地域実情を踏まえ、関係機関が一体となり推進を図るものとします。

- ① 中核的経営体を目指す「個人経営体」の確保・育成を進める
- ② 集落等を基礎とし、地域の多様な農業者が参画する営農活動や、農作業受託等を行う「集落営農の組織化」を進める
- ③ 広域で経営展開する「農業法人企業の誘致」を進める
- ④ 農業協同組合出資による農業法人との連携・協力など、「公的・準公的支援」を通じて農業生産活動を維持する

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項の改善を進めます。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営管理の方法

効率的で安定的な経営管理の方法としては、経営者の経営管理能力の向上、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図ります。熟度の高い経営については法人化を推進します。また、企業的な経営感覚の習得・経営手法の導入や、農地の利用集積による経営規模の拡大、生産性の向上、経営の多角化等による経営発展を推進します。

特に集落営農組織の育成と法人化を進める場合にあつては、後継者の育成に努めるとともに、総合的な経営発展ができる組織体制を確立します。その上で、制度資金の活用、資本装備の適正化、共同利用の推進等により自己資本比率の向上を図るほか、各種の経営安定対策の活用等により経営の安全性と安定性の向上を図ります。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間の実現を目指します。

また、安全で快適な労働環境への改善を進めるほか、労働力補完制度や、法人化の推進、家族経営協定の締結、休日制・給料制の導入、年金・労働保険・社会保険への加入及び福利厚生の実施等、他産業並みの就業条件の整備を図ります。

2 農業経営の指標

(単位：人、千円)

| NO | 営農類型 | 面積規模 | 品目構成 | 労働力 | | 年間所得 | | 備考 |
|----|-----------------|------|--|-----|-----|-------|--------|-------------------|
| | | | | 基幹 | 補助 | 1人 | 経営体 | |
| 1 | 水稲+小麦+そば | 25ha | 水稲 15ha、小麦 10ha、そば 10ha | 2.0 | 0.0 | 5,500 | 11,100 | |
| 2 | りんご | 300a | (普)ふじ 40・(新)ふじ 60、ゴールド 50、スイート 50、秋映 50、リップ 50 | 1.0 | 1.5 | 5,500 | 10,000 | (普)普通樹 (新)新わい化 |
| 3 | りんご+もも | 200a | (新)ふじ 60、秋映 30、ゴールド 50、あかつき 30、川中島白桃 30 | 1.0 | 1.5 | 5,500 | 9,700 | (新)新わい化 |
| 4 | 葉野菜(レタス基幹) | 700a | レタス 300、ハクサイ 150、キャベツ 100、ブロッコリー150 | 1.0 | 1.0 | 5,500 | 8,300 | |
| 5 | 葉野菜(ハクサイ基幹) | 700a | ハクサイ 300、レタス 150、キャベツ 100、ブロッコリー150 | 1.0 | 1.0 | 5,500 | 8,300 | |
| 6 | いちご(半促成) | 40a | 半促成(高設) 40 | 1.0 | 2.0 | 5,500 | 10,700 | |
| 7 | いちご(夏秋) | 30a | 夏秋(高設) 30 | 1.0 | 1.5 | 5,500 | 9,700 | |
| 8 | カーネーション+トルコギキョウ | 100a | カーネーション 40、トルコギキョウ(抑制) 60 | 1.0 | 2.0 | 5,500 | 11,100 | |
| 9 | キク | 140a | キク(施設)80、(露地)60 | 1.0 | 2.0 | 5,500 | 12,600 | |
| 10 | えのきたけ | — | えのきたけ 60 万本×5 回転 | 1.0 | 2.0 | 5,500 | 16,100 | |
| 11 | ぶなしめじ | — | ぶなしめじ 20 万本×3.5 回転 | 1.0 | 2.0 | 5,500 | 11,100 | |
| 12 | 酪農 | — | 経産牛 50 頭、育成牛 24 頭 | 1.0 | 2.0 | 5,500 | 13,000 | |
| 13 | りんご | 140a | (新)ふじ 50、リップ 40、スイート 50 | 1.0 | 0.5 | 3,500 | 4,700 | 中山間等条件不利地域 |
| 14 | アスパラガス複合 | 780a | 水稲 7ha、アスパラガス 80 | 1.0 | 1.5 | 3,500 | 6,300 | 中山間等条件不利地域 |
| 15 | キク | 90a | キク(施設)40、(露地)50 | 1.0 | 1.5 | 3,500 | 6,200 | 中山間等条件不利地域 |
| 16 | 集落営農(ホレタ型) | 50ha | 水稲 30ha、小麦 20ha、大豆 20ha、作業受託 50ha | 9.0 | 0.0 | 5,500 | 52,000 | |

注1) 表中の略称について ゴールド=シナノゴールド、スイート=シナノスイート、リップ=シナノリップ

注2) 長野県農業経営指標(令和4年版)を参考に、直近の生産費や販売単価を考慮して算出した。

注3) 特に典型的な経営類型(12類型)については、「第4期長野県食と農業農村振興計画：農業経営のステップアップモデル」に経営の発展段階ごとに記載があるので、そちらも参照のこと。

○ 生産方式及び経営改善のポイント

| 区 分 | 方 針 |
|---------|--|
| 米 | <ul style="list-style-type: none"> ・需給動向や消費者・実需者ニーズに沿って良食味米や付加価値の高い米の生産を拡大 ・適正施肥の励行、胴割米・斑点米等の発生防止対策の徹底などによる良質米生産の推進 ・ICTの活用や省力化技術の導入、生産資材の見直しなどにより、徹底したコスト削減を推進 |
| 大豆・そば | <ul style="list-style-type: none"> ・適期作業の徹底や排水対策など基本技術の励行による安定生産と品質の向上 |
| りんご | <ul style="list-style-type: none"> ・省力で収益性の高い高密度栽培・新しい化栽培への加速的な転換 ・シナノリップ等実需者評価の高い県オリジナル品種の導入 ・気象変動に対応するかん水施設や多目的ネット等の普及 |
| ワイン用ぶどう | <ul style="list-style-type: none"> ・適正品種の選定 ・栽培データや技術の共有による経験値の補完 |
| もも | <ul style="list-style-type: none"> ・高糖度な品種への転換と面積拡大 ・改植による樹園地の若返りを推進 ・疎植低樹高仕立て栽培の推進 ・団地化の推進 |
| レタス | <ul style="list-style-type: none"> ・夏秋期でのシェア維持・適正生産と高品質流通のための施設整備を推進 ・多様な加工・業務用ニーズに対応した特長ある産地づくりを推進 ・気象変動や病気等に対応した作柄安定のために最適な土づくりを推進 |
| はくさい | <ul style="list-style-type: none"> ・需要に見合った適正生産・適正出荷と高品質流通のための施設整備を推進 ・気象変動や病気等に対応した作柄安定のために最適な土づくりを推進 |
| キャベツ | <ul style="list-style-type: none"> ・水稻、はくさいの転換品目として導入を推進 ・多様な加工・業務用ニーズに対応した特徴ある産地づくりを推進 ・気象変動に対応した作柄安定のために最適な土づくりを推進 |
| ブロッコリー | <ul style="list-style-type: none"> ・標高差を活かしたりレー出荷体系を推進 ・氷詰めによる高品質な出荷等を拡大 ・水稻、はくさいの転換品目として導入を推進 |
| アスパラガス | <ul style="list-style-type: none"> ・夏期管理のアウトソーシング等による適切な管理を推進 ・施設化による病害対応と多収穫を推進 ・一年養成苗等の活用による短期成園化を推進 |
| 夏秋いちご | <ul style="list-style-type: none"> ・養液栽培の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進 ・優良品種の導入による可販率の向上 ・天敵等IPM技術の導入による減農薬、省力化の推進 |
| キク | <ul style="list-style-type: none"> ・開花調節技術や品種の組み合わせによる需要期(8月盆、9月彼岸等)出荷の推進 ・業務用コギク・洋マムの生産拡大 ・量販向けパック花等用途別生産の推進 ・定植機や選花機等の導入による規模拡大の推進 |
| トルコギキョウ | <ul style="list-style-type: none"> ・高い需要が期待できる秋期の生産量の増加(9月下旬～11月) ・用途に応じた品種選定及び栽培技術の確立 ・連作障害に対応する土壌病害対策と土づくりの推進 |
| シクラメン | <ul style="list-style-type: none"> ・小鉢化に対応した肥培管理等生産技術の確立 ・新品種の積極的な導入 ・品目の組み合わせによる施設の効率利用 |
| えのきたけ | <ul style="list-style-type: none"> ・きのこ経営体の経営管理力の強化 ・生産量に見合った雇用労働力の調整を推進 ・LED照明等による生産コストの一層の削減 ・異物混入の防止対策の徹底 |

| 区 分 | 方 針 |
|-------|---|
| ぶなしめじ | <ul style="list-style-type: none"> ・きのこ経営体の経営管理力の強化 ・LED照明や高生産性培地の導入等による生産コストの一層の削減 ・異物混入の防止対策の徹底 |
| 乳用牛 | <ul style="list-style-type: none"> ・搾乳ロボットやICT等の導入による経営規模の拡大と生産性向上の推進 ・性判別精液の利用促進による計画的な後継牛生産と受精卵を活用した和牛生産増加による経営安定の推進 ・血液検査、健康チェック及び乳質改善指導による繁殖性や産乳性の向上 |
| 肉用牛 | <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した繁殖管理システム導入による飼養管理改善による生産性の向上 ・DNA情報の活用によるスペシャル繁殖牛の増産 ・新基準を導入した新たな生産農場の認定拡大による信州プレミアム牛肉の増産 |

| 農業 関連 事業 部門 の展 開方 向例 | NO | 区 分 | 内 容 | 年間所得 | 備 考 |
|--|----|----------|-----------------------------------|---------------|-----------|
| | 1 | 観光農園経営 | 観光農園(いちご等) 直売施設 1 棟 | 2,000千円 程度 | |
| | 2 | 共同加工経営 | 果樹、野菜、きのこ等加工 加工処理施設 1 棟 | | 加工処理施設は共同 |
| | 3 | 農産物直売経営 | 果樹、野菜、きのこ、加工品等 直売施設 1 棟 | | 施設直売と産地直送 |
| | 4 | ふれあい牧場経営 | 牛肉、牛乳等の直売・提供 畜産物・直売提供施設 1 棟 | | |
| | 5 | 農家民宿 | 農村での暮らしの提供、農作業体験、宿泊 宿泊棟・農作業体験棟 | | |

注1) 長野県農業経営指標(令和4年版)を参考とした。

| 環境保 全型農 業への 取組事 例 | 営農類型 | 面積 規模 | 品目構成 | 労働力 | | 年間所得 | | 備 考 |
|-------------------------------|----------|---------------|----------------------|-----|-------|-------|-------|-----|
| | | | | 基幹 | 補助 | 1 人 | 経営体 | |
| | 水稻+小麦+大豆 | 15ha | 水稻 9ha、小麦 6ha、大豆 6ha | 1.0 | 1.5 | 5,300 | 9,400 | |
| 野菜類複合 | 3ha | 少量多品目栽培(有機栽培) | 1.0 | 2.0 | 5,300 | 9,000 | | |

注1) 生産過程等における化学合成農薬の使用回数(有効成分カウント)及び化学肥料の使用量(窒素成分量)がいずれも地域で慣行的に行われている使用量の概ね50%以下の栽培を前提とした。

注2) 長野県農業経営指標(令和4年版)と環境保全型農業(稲作)推進農家の経営分析事例集および有機農業民間技術事例調査の野菜経営の事例を用いて算出した。

| 経営類型の 補完品目 | 品 目 | 前 提 条 件 | 年間所得 (千円) | 備 考 |
|---------------|----------|---|--------------|-----------------------|
| | ハウレンソウ | 作型: 雨よけ 播種期: 7月上旬~8月上旬 収穫期: 8月上旬~9月上旬 栽培面積: 20a 労働力: 1.5 | 711 | 20aを4回に分けて(7/上~8/上)は種 |
| | アスパラガス | 作型: 露地長期取り 収穫期: 4月下旬~10月上旬 栽培面積: 30a 労働力: 1.5 | 1,794 | |
| | ネギ | 作型: 早春蒔き(ハウス育苗) 播種期: 2月上旬~3月中旬 収穫期: 9月上旬~12月上旬 栽培面積: 30a 労働力: 1.5 | 893 | |
| | ジュース用トマト | 作型: 露地 播種期: 5月上旬 収穫期: 8月上旬~9月中旬 栽培面積: 30a 労働力: 2.0 | 435 | |

注1) 長野県農業経営指標(令和4年版)を参考とした。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の基本的指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの市内の青年等就農計画の認定実績等を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項に基づいて進めます。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図ります。また、栽培技術の向上等による生産性の向上をはじめ、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を推進します。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの年間総労働時間（2,000時間）の実現を目指します。

また、農業法人等に就業しようとする青年等の場合、就業時の農業従事日数は年間150日以上を目指し、法人等就業5年以内にその農業法人等の業務の一定部分を担うこととします。

2 農業経営の指標（新規就農）

(単位：人、千円)

| NO | 営農類型 | 面積規模 | 品目構成 | 労働力 | | 年間所得 | | 備考 |
|----|----------------------------|------|---|-----|-----|-------|-------|---------------------------------|
| | | | | 基幹 | 補助 | 1人 | 経営体 | |
| 1 | 水稲+野菜（ミニトマト+ズッキーニ） | 360a | 水稲 320a、ミニトマト 30a、ズッキーニ 10a | 1.0 | 1.0 | 2,500 | 3,600 | 水稲は、基幹作業の外部委託を活用し、過剰な施設機械を取得しない |
| 2 | 水稲+野菜（アスパラガス+ジュース用トマト） | 380a | 水稲 300a、アスパラガス（半促・長期）40a、ジュース用トマト 40a | 1.0 | 1.0 | 2,500 | 3,400 | |
| 3 | 果樹（りんご専作） | 100a | シナップ 30a、シナスイト 20a、ふじ 50a | 1.0 | 1.0 | 2,600 | 2,900 | 新わい化 |
| 4 | 果樹（ぶどう専作） | 60a | 無核巨峰 20a、カガパプル 10a、シャインマスカット 30a、 | 1.0 | 1.0 | 2,500 | 3,000 | |
| 5 | 果樹複合（りんご+ぶどう） | 60a | シナスイト 10a、ふじ 30a、無核巨峰 10a、カガパプル 5a、シャインマスカット 5a | 1.0 | 1.0 | 2,500 | 2,900 | りんごは新わい化 |
| 6 | 果樹複合（りんご+もも） | 80a | シナスイト 20a、ふじ 40a、あかつき 10a 川中島白桃 10a | 1.0 | 1.0 | 2,500 | 3,000 | りんごは新わい化 |
| 7 | 野菜（夏秋いちご専作） | 20a | 夏秋いちご（高設） 20a | 1.0 | 1.0 | 2,600 | 3,300 | |
| 8 | 野菜（すいか専作） | 160a | すいか 160a | 1.0 | 1.0 | 2,600 | 3,500 | |
| 9 | 野菜複合（トマト+きゅうり） | 30a | トマト（雨よけ）20a、きゅうり（夏秋）10a | 1.0 | 1.0 | 2,500 | 3,500 | |
| 10 | 野菜複合（葉野菜） | 300a | レタス 180a、はくさい 20a、キャベツ 100a | 1.0 | 1.0 | 2,500 | 3,400 | |
| 11 | 野菜複合（ブロッコリー+リーフレタス+ほうれんそう） | 190a | ブロッコリー（初夏まき）50a、リーフレタス 70a、ホウレンソウ（雨よけ）70a | 1.0 | 1.0 | 2,500 | 3,500 | ホウレンソウは20aを3.5回転 |
| 12 | 花き（きく施設+露地） | 55a | 施設（7・8月出荷 15a、9・10月出荷 15a）、露地（9月出荷 25a） | 1.0 | 1.0 | 2,500 | 3,700 | |
| 13 | 花き（トルコギキョウ+ストック） | 35a | トルコギキョウ（普通）20a、ストック 15a | 1.0 | 1.5 | 2,500 | 3,600 | |
| 14 | 繁殖和牛 | 200a | 繁殖和牛 15頭、リカム 100a、牧草 100a | 1.0 | 1.0 | 2,500 | 3,600 | |

| | |
|-------------------------|---|
| 新規参入者・親とは別部門を開始する者の誘導方向 | <p>新規参入者・親とは別部門を開始する者に対しては下記の事項を誘導することを基本とし、必要により各機関が連携して支援を実施するよう努めます。</p> <p>1 施設・機械投資の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規参入者の場合は、作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等を確保します。 やむを得ず、作業場や農機具庫を新設する場合は、パイプハウス等の活用により初期投資を低減します。 施設園芸のハウス等は、遊休ハウスの確保、中古部材の購入、自力施工等により設置費用低減を図ります。 新規に果樹を志向する場合は、経営撤退者等から成園地が借用できるよう努めます。 新規に畜産を志向する場合は、経営撤退者からの施設・機械・家畜を含めた譲り受けが望ましいです。 中古農機具、中古車両の積極的な活用により投資額の低減に努めます。 融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を樹立し、過剰な借入とならないよう配慮します。 <p>2 経営管理及び生産方式</p> <p>経営管理及び生産方式は、第2の2に準じますが、就農前の研修等で修得した基本技術に基づき、適期適作業の確実な実行により生産量や品質の確保が図れるよう指導します。</p> |
|-------------------------|---|

注1) 本指標は、長野県農業経営指標（令和4年版）値を参考とした。

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他 支援の実施に関する事業

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業の生産力を将来にわたり維持していくためには、リタイア農家の経営を継承する新規就農者や農地の受け皿となる大規模経営体の育成を推進するとともに、子どもたちが憧れ、将来の職業として選択される魅力ある農業を構築するための施策の充実がこれまで以上に必要です。

本市農業を担う人材を安定的に確保するため、新規学卒者を含め、県内外からの新規参入者の誘致の促進や、農業技術、経営資産を円滑に継承できる親元就農者への支援を推進するとともに、農業法人等での就労期間中に栽培技術等を習得した独立志向者が県内で円滑に独立就農できるようサポートを展開し、自営農業者の増加を図ります。

また、耕作が困難となった農地の受け皿となり地域農業をけん引する大規模法人の育成を加速するとともに、全国各地で実績のある企業法人等の誘致を積極的に展開するなど、多角的な担い手の確保を進めます。

併せて、農業法人等が雇用就農者（従業員）を安定的に確保できるよう、経営者自身のスキル向上を支援するほか、求人求職者とのマッチング支援などに継続して取り組みます。

一方、小規模農家や兼業農家に加え、いわゆる農ある暮らしなど、農村地域の重要な支え手がコミュニティを形成しながら、農地を有効利用し農業を継続していけるよう支援を充実するとともに、農ある暮らし志向者の呼び込みなど農業者の裾野拡大を促進します。

2 市町村が主体的に行う取組

小諸市は、充実した就農関連情報の発信や、小諸市営農支援センターを中心にJA等農業関係団体と連携した就農支援の拡充により、新規就農者の確保を推進します。

青年や女性、シニア層など幅広い就農志向者のニーズや習熟度に応じた相談対応や就農準備の支援により、円滑な就農を実現し、将来の夢に向けて農業経営等に取り組めるようサポートします。

また、生産技術や経営資産を円滑に継承できる親元就農者への支援を拡充し、将来的に独立の道を含めて、新規就農につなげる取組を進めます。

3 関係機関の連携・役割分担

(1) 小諸市営農支援センター

小諸市の農業振興に携わる農業関係機関及び生産者等が一体となり、持続的な農業生産の展開と総合的な農業・農村の振興を図ります。

(2) 小諸市農業委員会

新規参入希望者に対する相談、農用地等に関する情報提供、現地調査、農用地の斡旋等を行うとともに、認定新規就農者制度に該当する者については、その制度の紹介等を行います。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための取組

就農希望者に対して、対面などによる就農相談を行い、農業関係団体と連携した丁寧な支援活動により、就農の始めの一步を強力に応援します。

就農後の営農定着から経営安定までを、習熟度に応じたステップアップ方式の伴走型支援でサポートします。また、生産技術や農業機械、施設等を円滑に継承できるなど、就農初期の経営リスクが低い親元就農者への支援を拡充し、地域農業の担い手の営農継続をバックアップします。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、次に掲げるとおりとします。なお、目標年次は令和15年とし、集積面積には基幹的農作業（水稻については耕起・代かき、田植え、収穫、その他作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含みます。

| | |
|--------------------------------------|------|
| 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 | 38 % |
|--------------------------------------|------|

2 地帯区分別の集積促進

農用地の集積にあたっては、地域計画の取組により地域の特性に応じた将来方針を明確化し、農地中間管理事業の積極的な活用等により、推進を図るものとします。

(1) 東部地区（旧南大井村、旧三岡村）

農業振興地域整備計画の適正な管理により集団農用地の保全を図りながら農地中間管理事業や農作業の受委託を重点的に実施し、ほ場整備実施区域を中心に連坦化を推進します。モモの歴史的産地を維持するため、成園（木）の引継ぎや集約等を推進します。

(2) 東北部地区（旧北大井村（大字塩野を含む））

機械化による効率化を図りながら畜産農家とタイアップした環境保全型農業についても取組を強化します。レタス、白菜、キャベツ等の葉野菜を中心に、高地で冷涼な気候を活かして実需者ニーズに応える責任産地として一層の発展を図ります。

(3) 西部地区（旧大里村、旧滋野村）

中山間総合整備事業等により、道路・水路の整備を行い農用地を確保する。

また本地区は小諸インターチェンジを包含しているため、農業振興地域整備計画の適正な管理により集団農用地の確保を図ると共に、交通のメリットを生かし、都市農村交流によるグリーン・ツーリズム等を推進します。ワイン用ぶどうの集積を進め、ワイナリーの整備による6次産業化を推進します。

(4) 南部地区（旧川辺村）

特産の白土ばれいしょを中心に花き・菜の花・そば等の団地を形成し、地区内南部については、リンゴを中心とした樹園地の形成を図ります。良食味米生産の取組を強化して、米の高付加価値化を推進します。

また、農村資源活用交流施設「あぐりの湯こもろ」などを核として、体験農園の整備を行い都市と農村の交流を積極的に推進します。

(5) 中央地区（旧小諸町）

天池では畑の基盤整備を推進し機械化による合理化、規模拡大を図ります。松井はリンゴ等による観光農業等の一層の推進を図ります。また、そばの栽培から加工販売の確立を目指すなど地域資源の有効利用を図ります。

南部については、農業振興地域整備計画の適正な管理により集団農用地の確保を図ります。

3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標について

小諸市内において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、小諸市営農支援センター、小諸市農業委員会等と一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図ります。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の推進方針

小諸市営農支援センターを中心として関係機関・団体が連携した指導体制と事業推進体制を整備し、地域計画の実行を通じて、力強い農業生産構造を創るための活動を支援・助長します。また、農地中間管理事業や利用権設定等促進事業など、農業経営基盤の強化の促進のための措置を総合的に講じていきます。

実施に当たっては、これらの措置が中核的経営体の育成に効果的に結びつくよう、農業経営改善計画認定制度・青年等就農計画認定制度の一層の普及・推進を図るとともに、農用地の利用集積その他の支援措置を集中的かつ重点的に実施するものとします。

なお、農業経営改善計画認定制度に関し、次の要件に該当する者が認定を申請する場合は、小諸市は計画の認定について特段の配慮をするものとします。

- ・ 諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物のうち、そば、大豆及び菜種の生産並びに販売を行う農業者。
- ・ その他農業振興上、認定について特段の配慮をすべきと小諸市営農支援センターが認める農業者。

(1) 農地中間管理事業

農地中間管理事業については、農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な機関として位置づけ、農地中間管理事業及び機構集積協力金等関連施策の積極的な活用により、地域及び農業者が十分に利益享受できるよう推進を図ります。円滑な農地の利用調整を行うためには、地域計画の取組が重要であり、話し合いを通じて地域における農地中間管理事業の有効な活用を促進します。また、農地に関する機能・情報を有する農業委員会、農業協同組合等と連携・協力する体制を強化します。

(2) 農地利用改善事業

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項を次のとおり定め、本事業の活用により、農地の集積・集約を進めます。

(a) 農用地利用改善事業の実施の促進

小諸市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

実施にあたっては、地域の話し合いによる合意形成を通じて、効率的経営体への農用地利用

の集積を図るため、小諸市営農支援センターとの連携を図りつつ、水田農業等土地利用型農業が主である集落であって、かつ、効率的経営体の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、営農組織の育成や農用地利用改善団体への設立を目指すとともに、効率的経営体への農用地の利用集積や集団化及び機械・施設の共同利用等の自主的な取組を促進する。

特に、十分な効率的経営体の確保・育成が当面困難な区域にあつては、多様な農業者が参画して農作業等を補完、営農する体制等、効率的な規模等を前提に集落を基礎とした営農組織を育成し、当該組織の特定農業団体の設立及び特定農業法人化を進める。

(b) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1から数集落）とするものとする。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(c) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(b)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(d) 農用地利用規定の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ. 農用地利用改善事業の実施区域

ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ. その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(e) 農用地利用規程の認定

- ① (b) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する条件を備えるものは、運用通知別記様式第 6 号の認定申請書を小諸市に提出して、農用地利用規程について小諸市の認定を受けることができる。
- ② 小諸市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。
 - ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ. (d) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ. 農用地利用規程が適正に定められ、かつ申請者が該当農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 小諸市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を小諸市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(f) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (e) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の状況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 8 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規定において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規定においては、(d) の①に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 小諸市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規定について（e）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規定の内容が（e）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（e）の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が、（b）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（g）農用地利用改善団体の勧奨等

① （e）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外の権原に基づき私用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(h) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 小諸市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

- ② 小諸市は、(e) の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、佐久農業改良普及センター、小諸市農業委員会、佐久浅間農業協同組合、農地中間管理機構（(公財)長野県農業開発公社）、農地利用集積円滑化団体等の指導・助言を求めてきたときは、小諸市営農支援センターとの連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この基本構想は、平成7年3月31日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成12年3月22日から改正施行する。
- 3 この基本構想は、平成15年9月1日から改正施行する。
- 4 この基本構想は、平成19年3月1日から改正施行する。
- 5 この基本構想は、平成22年6月1日から改正施行する。
- 6 この基本構想は、平成26年10月10日から改正施行する。
- 7 この基本構想は、令和2年4月1日から改正施行する。
- 8 この基本構想は、令和5年9月30日から改正施行する。
- 9 この基本構想は、令和7年3月1日から改正施行する。